

独立行政法人日本学生支援機構

平成17年細則第1号

最近改正 令和7年細則第3号

通勤手当に関する細則を次のように定める。

平成17年1月20日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

通勤手当に関する細則

(総則)

第1条 職員給与規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第4号。以下「給与規程」という。）第26条の規定に基づき、通勤手当の額の算出の基準等については、この細則の定めるところによる。

第2条 通勤手当の額の算出に当たっては、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及び自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第3条 普通交通機関等（給与規程第26条第1項第1号の交通機関のうち、同条第5項の新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間及び距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第4条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路におけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、交通機関の事情等のこれにより難い正当な事由がある場合は、この限りではない。

第5条 給与規程第26条第2項の運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる普通交通機関等
通用期間が支給単位期間である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等
当該回数乗車券等の通勤21回分に相当する当該回数乗車券等の額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等において、前項各号の額との均衡を考慮して合理的な方法で算出した額とする。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第6条 給与規程第26条第5項の職員とは、通常の通勤の経路及び方法による場合に

は、事務所を異にする異動前の通勤時間より長時間を要することとなる等の通勤の実情に変更を生ずる職員であって、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものとする。

（新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第7条 新幹線鉄道等にかかる通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第4条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第5条の規定は、給与規程第26条第5項の特別料金等相当額の算出について準用する。

（返納）

第8条 通勤手当を支給される職員につき、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して返納させるものとする。

(1) 離職し、若しくは死亡した場合

(2) 給与規程第26条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

(3) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(4) 月の中途において休職にされ、育児休業をし又は停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(5) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 前項の規定による返納額については、人事院規則9-24（通勤手当）による返納額の算定方法を準用する。

3 第1項の規定に基づき前項に定めるところによる額を返納させる場合においては、第1項に掲げる事由が発生した月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引く方法によることができる。

（支給単位期間）

第9条 給与規程第26条第7項の1箇月を単位として別に定める期間とは、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等については、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単

位期間に相当する期間

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 1 箇月

- 2 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、定年による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他理事長がこれに準ずると認めた事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、前項の規定にかかわらず、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間の範囲で、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第10条 支給単位期間は、給与規程第28条第 1 項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第 3 項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において休職にされ、育児休業をし、又は停職にされ、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなった職員がその後復職し又は職務に復帰する場合（次項に該当している場合を除く。）の支給単位期間は、前項の規定にかかわらず、当該復職又は復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項の職員がその後復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、前 2 項の規定にかかわらず、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

第11条 給与規程第44条第 4 項の規定に基づき、最も長い支給単位期間をもって支給単位期間とする通勤手当は、1 箇月当たりの運賃等相当額等、給与規程第26条第 3 項に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が 2 以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超えるときにおける通勤手当とする。

（補則）

第12条 その他通勤手当の額の算出に必要な事項は、人事院規則 9－24（通勤手当）の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

この細則は、平成17年 1 月20日から施行し、平成16年 4 月 1 日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和 7 年細則第 3 号）

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。